

「第7次大月町総合振興計画後期基本計画（案）」に関するパブリック・コメント制度実施要綱

（令和8年訓令第3号）

（目的）

第1条 この要綱は、計画の策定に当たり町民等の意見等を聴取することにより町政における公正性の確保及び透明性の向上並びに町民の町政への参画の促進を図り、透明で開かれた町民に信頼される町政の推進に資することを目的とする。

（用語）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） パブリック・コメント制度 町の計画等を策定する過程において、当該計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を町民等に公表し、これらについて町民等の意見及び提言（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する本町の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を本町的意思決定過程に反映させる機会を確保する制度をいう。
- （2） 町民等 町内に住所を有する者、町内に通勤又は通学する者、町内に事務所又は事業所を有するものその他パブリック・コメント制度に係る事案に利害を有するものをいう。

（パブリック・コメント制度の対象）

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる計画等（以下「計画等」という。）は、「第7次大月町総合振興計画後期基本計画（案）」とする。

（計画等の案の公表）

第4条 町長は、計画等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、当該計画等の趣旨、目的及び策定に至った背景等について説明するとともに、関連資料も併せて公表するなど町民等が当該計画等の案について十分理解できるよう内容の公表に努めるものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、町の広報紙及びホームページへの掲載、町長が指定する場所での閲覧及び配布の方法等により行うものとする。

（意見等の提出）

第5条 町長は、次に掲げる方法により、計画等の案に対する町民等からの意見等の提出を受けるものとする。

- （1） 担当課その他関係機関の窓口への提出
- （2） 郵便

- (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が必要と認める方法
- 2 前項の規定により町長が意見等の提出を受ける期間は、おおむね3週間とし、当該計画等の案の公表時に、当該期間及び当該意見等の提出の方法等を明示するものとする。
- 3 意見等を提出しようとする町民等は、原則として、住所、氏名その他町長が定める事項を明らかにしなければならない。

(意見等の処理)

- 第6条 町長は、前条第1項の規定により提出された意見等(以下「提出意見等」という。)を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。
- 2 町長は、提出意見等の内容及びそれに対する考え方を公表しなければならない。
- 3 町長は、提出意見等を考慮して計画等の案を修正して意思決定を行ったときは、当該修正の内容及びその理由を公表しなければならない。
- 4 第4条第3項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。
- 5 町長は、提出意見等に対する個別の回答を行わないものとし、当該提出意見等のうち類似の意見等及びこれに対する考え方をまとめて公表できるものとする。
- 6 町長は、提出意見等に特定の個人又は団体等の権利利益を害するおそれのある内容が含まれるなど公表することが適当でないと判断したときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 7 町長は、意見等を提出した町民等に関する情報は公表しない。

(実施状況の公表)

- 第7条 町長は、パブリック・コメント制度を実施している案件について、町のホームページを利用した閲覧の方法等により、公表するものとする。

(その他)

- 第8条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年1月16日から施行する。